

宅地分譲のご案内

高台から海が一望・・・

伊方町定住促進団地



伊方町役場

瀬戸支所 地域住民室

(0894-52-0111)

分譲者募集要領

◆分譲地

所在地 愛媛県西宇和郡伊方町三机（三机小学校上手の丘陵部）
分譲区画数 全5区画
面積・価格 末尾一覧表のとおり

◆分譲対象者

伊方町民（転入希望者を含む）で、申込人自らが居住する住宅を建築される方。

◆分譲の条件

- ①売買契約の日から3年以内に住宅を建築し、伊方町に定住できること。
- ②売買契約の日から4年間は、分譲地の転売および地上権、抵当権、質権その他の担保物権の設定はできません。ただし、分譲宅地の取得費および住宅建築費を金融機関から融資を受ける場合で、町の承諾を得たときはこの限りではありません。
- ③前記①、②の担保行為として、売買契約の日から4年間の買戻特約登記を行います。
なお、買戻請求権への質権設定に際しては、あらかじめ町の承諾を必要とします。

◆申込みの手続き等

- ①受付開始 令和3年4月1日～
- ②申込み先 伊方町役場 瀬戸支所 地域住民室
〒796-0502 愛媛県西宇和郡伊方町三机乙3003番地6
TEL 0894-52-0111 FAX 0894-57-2424
- ③申込書類 分譲申込書、住民票抄本、印鑑登録証明書（各1通）
※ 持参、郵送を問いません。

◆売買契約の締結

分譲決定後、速やかに売買契約並びに買戻し特約を締結します。なお、契約書に貼用する印紙代は譲受人の負担とします。

◆売買代金の支払い

①分譲代金の支払いは一括払いとし、支払い時期は売買契約の日から 30 日以内とします。

②分譲代金の受領後、速やかに町が所有権の移転登記並びに買戻特約登記を行います。

ただし、登記申請に要する登録免許税は譲受人の負担とします。

◆売買契約の解除

次のいずれかに該当するときは契約を解除し、分譲用地を買い戻すことがあります。

- ① 正当な理由なく、あらかじめ定められた期間内に住宅を建築しないとき。
- ② 特別な事情により譲受人から契約解除の申し出があり、町が合意したとき。
- ③ 譲受人に虚偽その他不正な行為があったとき。

◆住宅建築に関する留意事項

生活雑排水による水質汚濁を防ぐため、合併処理浄化槽を設置していただきます。

なお、設置費の一部について補助制度を設けていますので、ご活用下さい。

分譲地のセールスポイント

○風光明媚な高台に位置

分譲団地は三机湾を一望できる高台にあり、潮風と緑あふれる環境に包まれています。

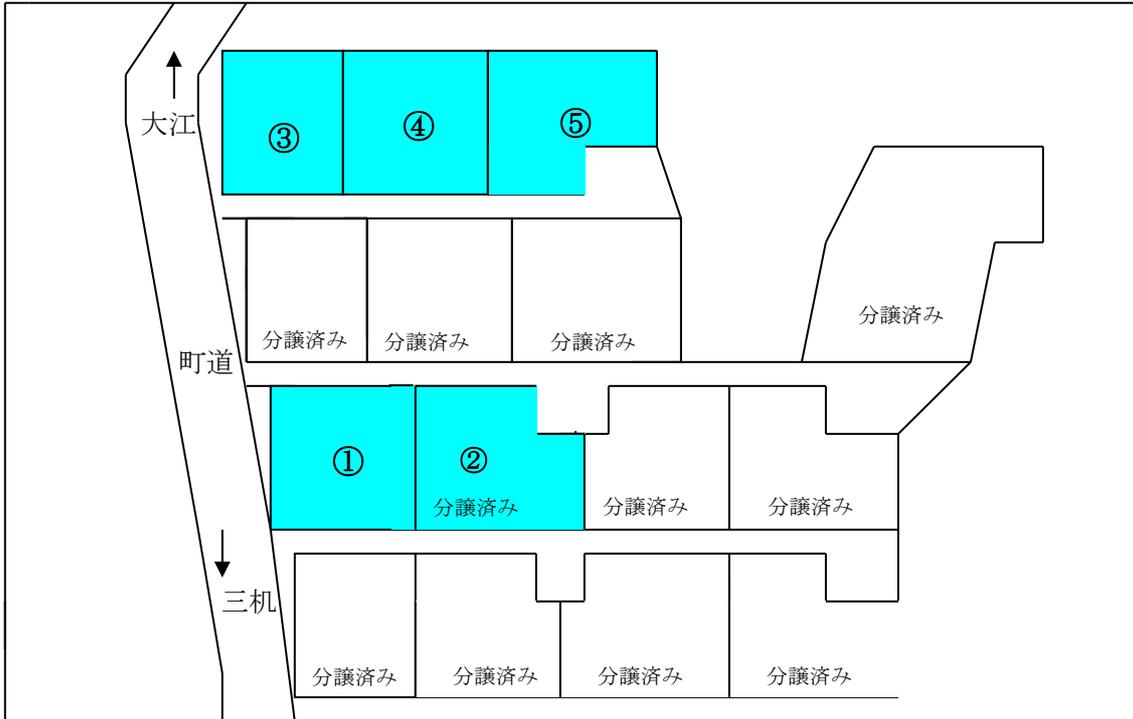
また、保育所や小学校、支所等にも近く、日常生活にも便利です。

○安価な分譲価格

有効宅地（平坦地）の分譲価格を、

1坪当たり約35,000円～38,000円と安価で購入しやすい価格に設定しています。

◆分譲区画図



◆ 分譲面積・価格一覧

区画番号	有効宅地面積（平坦地）		分譲価格	付記
①	154.09 m ²	46.7 坪	1,737,000 円	
②	157.51 m ²	47.7 坪		分譲済み
③	182.70 m ²	55.3 坪	1,945,000 円	
④	193.65 m ²	58.6 坪	2,266,000 円	
⑤	217.50 m ²	65.8 坪	2,336,000 円	